

農地の転用には
許可が必要です！

農業振興地域整備計画の変更 (農振除外)の申出を受付

農用区域内の農地を、農業以外の目的に利用するためには、農業委員会における転用手続きを行う前に、農用区域内から除外する必要があります。

ただし、農用区域内からの除外を申出しても、転用目的・申出地・所有地等の状況によっては除外できない場合があります。

今回は、農振除外後、早期の転用が確実で、転用目的が明確であり、緊急を要するものが対象となります。(大規模な計画や、具体性・緊急性に欠ける案件は対象外です。)

■**受付期間** 8月19日(月)～9月6日(金)

※平日8時30分～17時15分(期日厳守)

■**申出方法** 産業観光課・市ホームページにある申出書に必要書類を添えて、提出してください。

■**除外要件** 次の除外要件を全て満たすものに限り受付します。

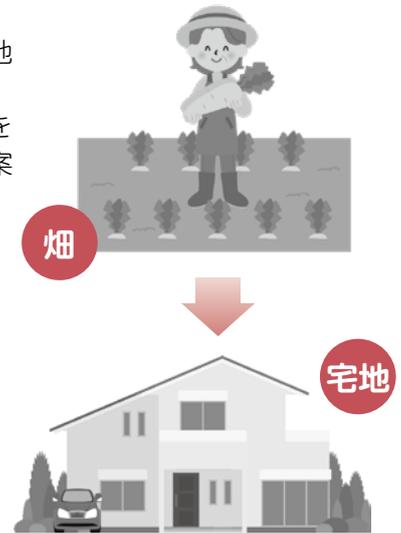
- ① 申出地以外に農振除外地・宅地・雑種地等、代替すべき土地を所有していないこと。
- ② 農用区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないこと。
- ③ 担い手農業者等に対し、安定的な営農、経営する一団の農用地の集団化、農地の利用集積に支障を及ぼさないこと。
- ④ 農用区域内の農業用排水施設の分断や、排水の阻害等、農業用施設の機能に支障を及ぼす恐れがないこと。
- ⑤ 国の直轄または補助による土地改良事業、またはこれに準ずる事業で農業用排水路の新設、区画整理、農用地の造成等の施工に係る区域にある場合は、事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること。
- ⑥ 当該農用地の農地中間管理権の存続期間が満了していること。

※**除外申出地が農用区域内から除外されても、予定する事業計画が実施されない場合には、再度編入することとなります。**

■**除外となるまでの期間**

農振除外の決定までにおよそ1年の期間を要します。事業計画を検討するにはご注意ください。

■**問い合わせ** 産業観光課 農林振興担当(内線223～225)



農業者の皆さんへ

新規補助金のご案内



ワインの産地化を推進し更なる農業・観光振興を図るため、新たに補助制度を制定しました。

各種条件がありますので、詳細や提出書類等はホームページをご確認ください。

また、要件の確認等がありますので、申請書類の作成前に農林振興担当に必ずご相談ください。

補助金の名称	補助対象	補助率・補助額(上限)
ワイナリー整備 事業費補助金	市内にワイナリーを所有、新增設予定で酒類の製造免許を取得する個人・法人(見込み含む)への、ワイナリー建設費および醸造設備の費用	新設 300万円を限度 増設 150万円を限度 設備 200万円を限度 それぞれ事業費の2/3以内
ワイン原料用ぶどう栽培棚等設置 事業費補助金	次のいずれかに該当する、本市に住所や圃場を有する個人・法人が実施する醸造用ぶどう棚等の新設費用 ・市内ワイナリーと醸造用ぶどうの栽培契約を行っていること ・梨北農業協同組合を通じて市内のワイナリーに出荷していること	垣根式 10aあたり20万円を限度 平棚式 10aあたり40万円を限度 それぞれ事業費の1/3以内
果樹新植苗購入費 補助金(富士の輝の補助が追加になりました)	市内の果樹生産者が、梨北農業協同組合を通じて、もも、かき、りんご、ぶどう、すもも、さくらんぼの苗を同一年内に10本以上(ぶどうのうち富士の輝は5本以上)購入したときの費用	購入費の1/4以内 (富士の輝は1/2)
荒廃農地再生事業費 補助金	賃貸借または使用貸借による権利設定がされた、機構借受農地整備事業が実施されている圃場での、雑木等の伐採、処分、整地等の費用	10aあたり10万円を限度

■**問い合わせ** 産業観光課 農林振興担当(内線223～225)